



資料集『ライブ！公共 2025』を活用した 思考力・判断力を育てる「公共」の授業

ー共通テストを意識した授業展開例ー

兵庫県立尼崎小田高等学校 福田 秀志（ふくだ・ひでし）

ー使用教材ー

『ライブ！公共 2025』



1 はじめにー「公共」で求められる力

現行学習指導要領による最初の「公共」の大学入学共通テストが行われた。試作問題同様、授業での報告や調査学習、学習内容についての会話文などを提示し、その中に、図表資料や引用文資料等を用いた設問が数多く見られた。平素の授業では図表資料や引用文資料等を正確に理解し、読み取り、知識を使って分析し、考察する力、多角的に把握する力を培うことが必要になってくる。その「知識」は教科書レベルで十分であろうが、資料の分量が多いため、読解のスピードも上げる必要がある。

一方、組み合わせ問題が多く出題されているので、資料の読解だけでなく、「知識」は必要である。その際、「暗記」だけでは対応できないので、意味を理解し、具体的な場面で活用することを意識する必要がある。

出題の内容としては、男女共同参画社会や、地方自治、人工知能など現代社会に関する時事的な問題が多く出題されているのも特徴である。平素から新聞・テレビ・インターネットなどから、ニュースに接する習慣を身に付けること、社会の出来事に興味・関心を持ち、自分事として捉え、考える力が重要になってくるだろう。そこで、普段から現代的な事例が多数収められている『ライブ！公共 2025』（以下、資料集）を活用し、学ぶことで「思考力・判断力」を育て、ひいては大学入試テストへの力が育成されたいと考える。

本稿では、資料集 p.99～100「池上ライブ！論点整理 選択的夫婦別姓 賛成 VS 反対」を使用した授業展開例を提案する。

2 授業の展開

選択的夫婦別姓について考える（50 分×2）

ア：導入（5 分）

結婚したら、あなたは姓（氏）をどうしたいか？実際

に婚姻届を配布し、生徒に書かせる（相手の姓・氏は架空のもので大丈夫）。

当然のことながら、婚姻届を見たことのある生徒はほとんどいない。婚姻届にはどのようなことを記入するのか、目の当たりにすることになる。資料集 p.100 婚姻届の写真にもあるが、「婚姻後の夫婦の氏（姓）」を「夫の氏」「妻の氏」から選択する欄があり、ここを記入しないと受理されない。最初、婚姻届を書くという行為に、はしゃいでいた生徒も、「選択的夫婦別姓」について論じていることの具体的な姿がここにあることに気付くことになる。時事的な問題といっても自分とは関わりの浅い問題のように感じられるものもあるだろう。婚姻届を書いたことで、「選択的夫婦別姓」についての議論が身近な問題であることに気付くであろう。

イ：展開1（15 分）

資料集 p.99「夫婦の姓をめぐって」を読ませ、以下の「○×クイズ」で基本的な事項を確認する（（ ）内は正解）。

- ①現在の民法では、婚姻に際して夫婦どちらか一方の「氏（姓）」を選び、同じ姓にしなければならない。（○）
- ②日本では明治時代以前から、全ての夫婦が「同じ姓を名乗る」ことが法律で義務づけられていた。（×）
- ③明治民法下の「家制度」では、女性は婚姻や財産の管理において大きな権限を持っていた。（×）
- ④家制度では、戸主（通常は男性）の同意がなければ、婚姻は成立しなかった。（○）
- ⑤現在の戸籍法では、婚姻届に「夫婦が称する姓（氏）を届け出る」ことが義務付けられている。（○）
- ⑥現行憲法の制定によって、戦後すぐに家制度が廃止され、女性の法的地位も平等となった。（○）
- ⑦選択的夫婦別姓が導入されると、全ての夫婦が別姓を名乗らなければならない。（×）
- ⑧2015年、2021年の最高裁大法院判決では民法第750条を合憲と判断したが、違憲とする意見を表明した裁判官が複数いた。（○）

- ⑨1966年法務省の法制審議会の答申は「選択的夫婦別姓」の導入が提言され、改正法案が準備されたが、国会には提出されなかった。(○)
- ⑩1997年、当時の民主党が法案を提出したが採決されず、その後も法案が提出されたが審議されなかった。(○)
- ⑪第217回通常国会(2025年1月24日～6月22日)においても選択的夫婦別姓の法案が野党から出され審議された。(○)

なぜ、夫の姓を選ぶ人が多いのか？

まず、生徒には自分の姓が父方の姓か母方の姓かを確認し、その理由を考えてみるように促す。現状を知ること、どうして今、選択的夫婦別姓が問題になっているのかを考える糸口になる。

【課題】

憲法24条で「個人の尊厳と両性の本質的平等」が認められているにもかかわらず、結婚の際に氏を変更するのは圧倒的に女性が多く、夫の姓を選ぶカップルがほとんどである。これはなぜだろうか？考えてみよう！

【ポイント】

どうして今、選択的夫婦別姓が問題になっているのかの経緯を知る。時間軸の中で家族・個人の在り方が変わってきた背景を知る。

ウ：展開2 (15分)

みんなはどう考えているのか？

世論調査の結果が表されたグラフを読み取る。共通テストでは読み取りやすいグラフではなく、表で表されていることも多い。短時間で傾向を読み取るには普段から慣れていることが必要である。特に選択的夫婦別姓(氏)制度については、年齢による傾向の違いを読み取りたい。

【課題】

資料集p.99～100「論点① 選択的夫婦別姓をめぐる世論」(図1)を見て、選択的夫婦別姓や夫婦別姓の影響について、世論はどう捉えているのか、内閣府資料から読み取ってみよう！

【ポイント】

世論調査の資料の読み方。年齢、性別による違いに注目する。資料を基に法制度が個人に与える影響を知る。

エ：展開3 (15分)

2025年の第217回通常国会では、選択的夫婦別姓に関する3本の法案が提出された。

①立憲民主党の法案要旨

「選択的夫婦別姓を導入し、別姓を選択する場合、婚姻の際に、夫又は妻の姓を子どもの姓として定め、きょうだいの姓は統一する」

②国民民主党の法案要旨

「選択的夫婦別姓を導入し、いまの戸籍制度の存続を前提に、夫婦が別姓を選択する場合、婚姻の際に、どちらかを戸籍の筆頭者と定め、子どもは筆頭者と同じ姓にする」

③日本維新の会の法案要旨

「いまの夫婦同姓を維持したうえで、戸籍法を改正し、旧姓を通称として戸籍に記載する」「これによって、パスポートなどの公的証明書でも、旧姓を併記するやり方ではなく、旧姓のみを記載できるようになる」

④その他の各党の立場

公明党：「選択的夫婦別姓の導入を推進する立場で党内議論を進めている」

共産党、れいわ新選組：「制度の導入に賛成」

自民党：党内で賛否が分かれているが、党の「基本的考え方」が大筋で了承された。その中では、「旧姓の通称使用の拡大をいっそう推し進めるとし、家族の姓のあり方について「国民の意見が収れんしておらず、引き続き熟議を重ねる」としている。これに対し、選択的夫婦別姓の導入を推進する議員は、「自分たちの意見が反映されていない」と強く反発。一方で、「基本的考え方」には、旧姓の通称使用をめぐり、旧姓の併記ではなく、単独で使えるよう、「旧氏の単記を可能とする法制化を含めた基盤整備の検討を進める」という文言が加えられた」

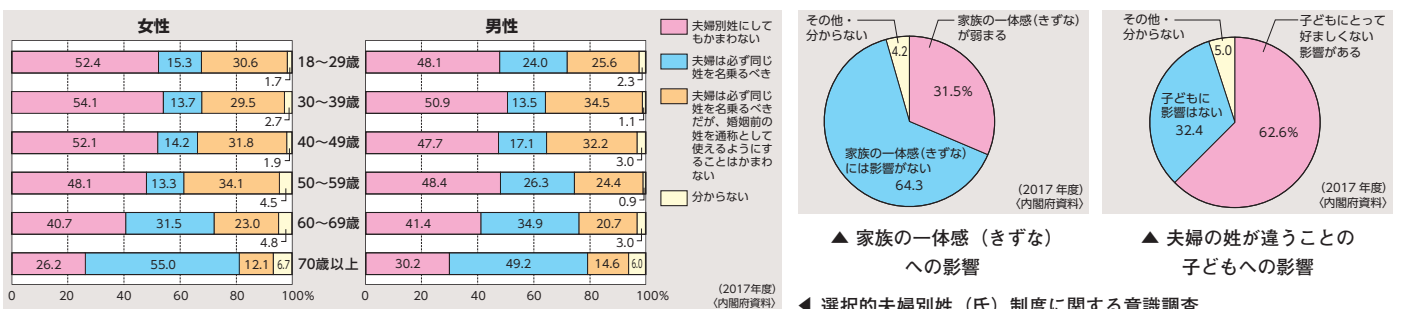


図1 「論点① 選択的夫婦別姓をめぐる世論」『ライブ！公共 2025』p.99～100

* NHK『時論公論』「選択的夫婦別姓 国会審議は深まるのか」
2025年6月9日放送より（一部改変）。
* 法案は継続審議となり、2025年秋の臨時国会で審議される。

各党の意見の違いは何か見てみよう

選択的夫婦別姓制度を進めるといっても、具体的にどうするかについては、各党の考えは少し異なる。それを整理する。

【課題】

資料集p.100「論点② 国会での議論」にあるこれまでの国会での動きも参考に、各党のさまざまな法案・立場から、どこがどう違うのかを理解しよう！

【ポイント】

国会の審議では「戸籍制度のあり方、戸籍が「氏」を基準に編製され、同じ「氏」のものが同じ戸籍に入る「同一戸籍・同一氏の原則」を守るべきかどうか、議論が交わされ」ており、戸籍制度と家族のあり方の関係についても理解する。

憲法24条のほかに関連する法律

民法第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏（*姓）を称する。

民法第739条

- 婚姻は、戸籍法（昭和22年法律第224号）の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。
- 前項の届出は当事者双方及び成年の証人2人以上が署名した書面で、又はこれらの者から口頭で、しなければならない。

戸籍法第74条 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

- 夫婦が称する氏（*姓）
- その他法務省令で定める事項（*の部分は筆者加筆）

オ：展開4（50分）

あなたは選択的夫婦別姓についてどう考える？賛成？反対？

資料集 p.100「選択的夫婦別姓についてどう考える？」

（図2）を見せ、自分の考えをまとめさせる。

さらに考えるための資料

さらに、生徒各自の考えを深めさせるため、以下の資料も提示する。

第1次、第2次選択的夫婦別姓訴訟

最高裁判所大法廷の判決は、民法第750条が定める夫婦同性制度は合憲としたものだった。しかし、違憲と判断した裁判官もいた。

- ・2015年第1次訴訟（15人中5人違憲）
- ・2021年第2次訴訟（15人中4人違憲）

多数意見（合憲）の根拠

- ①家族としての公示・識別機能がある。
- ②嫡出子であることが公示される。
- ③家族としての実感が得られる。
- ④同姓であることで子が利益を受けやすい。
- ⑤どちらが改姓するかは夫婦が自由な協議で決めている。
- ⑥夫婦同姓制度による不利益は通称使用によって緩和される。

少数意見（違憲）による指摘

- ①全員の姓が同じである家族もいればそうでない家族も多く存在することなどから、「同姓＝家族」という公示・識別機能はない。
- ②裏返せば、「嫡出子でないということを示す」ことを意味するため、差別的である。
- ③家族であることの実感は、同姓かどうかというより、家族間の愛情や信頼によって育まれるものである。夫婦同姓制度を廃止した諸外国の家族の一体感や絆が弱くなっている実証的根拠はない。同姓であることによって家族であることを実感する人がいるとしても、そのために改姓の不利益が強えられることは過酷である。
- ④同姓であるからといって子に具体的な権利・利益があるわけではない。家族が別姓である場合に子に不利益があるとしたら、それは法的な不利益ではなく、「家族が同姓であるべき」という価値観に起因するものに過ぎない。

賛 成		反 対	
・若い世代ほど賛成意見が多い。 ・別姓でも家族の一体感に影響はない。 ・姓を変えることで仕事に支障を来す。 ・改姓で自分のアイデンティティが失われる。 ・多くの政党が選択的夫婦別姓に賛成している。 ・例外的夫婦別姓などの方法もある。 ・最高裁は国会での議論を求めている。	世論	・年配の世代ほど反対意見が多い。 ・家族に関する日本の伝統が失われる。 ・子どもに好ましくない影響を与える。 ・子どもの姓の決め方がはっきりしない。 ・別姓によって社会制度が崩壊する。 ・通称使用の拡大など、現行の民法を生かした対応も考えられる。 ・最高裁は現行制度を合憲だとしている。	
	国会		

図2 「選択的夫婦別姓についてどう考える？」『ライブ！公共 2025』p.100

⑤結婚しようと思えば片方が改姓するしか道がないのであって、別姓で結婚するという選択肢はないのだから、それは自由で平等な意思決定とはいえない。

⑥通称使用には限界があり、改姓による不利益を緩和できない。通称使用にはダブルネームに伴う弊害がある。

* 寺原真希子、三浦徹也（2024）『選択的夫婦別姓－これからの結婚のために考える、名前の問題－』岩波ブックレットより。

* 2024年3月8日、選択的夫婦別姓を認めない民法や戸籍法の規定は憲法違反だとして、国に対し損害賠償などを求める訴訟（第3次選択的夫婦別姓訴訟）が東京と札幌の地方裁判所で提訴された。

選択的夫婦別姓を考える上で役立つサイト



日本弁護士連合会
「選択的夫婦別姓制度」



法務省
「選択的夫婦別氏制度（いわゆる
選択的夫婦別姓制度）について」



日本経済団体連合会
「選択肢のある社会の実現を目指
して～女性活躍に対する制度の
壁を乗り越える～」

意見表明をしよう

最後に、生徒一人一人に、自分の意見を下の課題のようにまとめてもらう。

【課題】

①問題（リサーチクエッション）現在、法律婚の場合は、夫婦どちらかの姓を名乗らなければならないと民法で決められているが、選択的夫婦別姓制度（同姓にしたい場合は今まで通り同姓を名乗り、別姓にしたいときは別姓を名乗れる制度）を認めようという法律改正が議論されている。君はどう考える？②主張→③事実・データ→④論拠→⑤対立意見→⑥反論→⑦結論という形で意見表明をしよう。

【ポイント】

「思考・判断・表現」の過程を可視化し、自分事として捉える。また、他者の意見に触れることで、より自分の考えを深めるプロセスを重視する。

「意見表明」された意見を教員がまとめ、AIを使って意見の分類を行い、結果を掲示する。その上でクラスメー

トの中から意見の異なる（または印象的だった）1～2名の発言を選び、その考えのどこに共感したか、どこに疑問を感じたか、そして自分の意見がどう変化したかをまとめていく。

3 おわりに

この6月に「政治・経済」の授業で「選択的夫婦別姓」について生徒たちに意見表明をしてもらった。9割以上が「賛成」であった。この問題は自分の将来的な姓の在り方を考えるだけでなく、同性婚や国際結婚やステップファミリーなど家族の多様な形を考える契機となり、「家庭科」との連携も必要になるであろう。

最後に、大学入学共通テストのような問題を一つ考えてみた。

【問い】

資料集p.99～100「論点① 選択的夫婦別姓をめぐる世論」を読み、選択的夫婦別姓制度に関する社会の見方についてまとめた①～④のうち、間違っているものを一つ選りなさい。

- ①調査結果に見られるように、制度への支持は性別や世代によって大きく異なっており、制度導入にあたっては価値観の多様性を前提とした柔軟な制度設計と、世代間の認識差を埋めるための社会的対話が求められている。
- ②子どもへの影響を懸念する回答が過半数を占めることから、制度の導入に際しては、親子関係に関する誤解や不安を和らげるための社会的理解の促進や、教育現場・行政機関における適切な対応体制の整備が必要とされている。
- ③制度導入に対する懸念の多くは、制度の実質的な影響ではなく、家族観や慣習に基づいた主観的な不安に由来しており、こうした感情と実際の制度効果を峻別した冷静な議論が、今後の法整備の前提として不可欠である。
- ④若年層や女性を中心とする制度支持の傾向が見られる一方で、家族の一体感や子どもへの影響について慎重な見方が根強く存在していることから、現時点での制度化は社会的分断を助長するおそれがあり、拙速な導入は避けるべきである。

問題作成に当たっては、OpenAI が公開している生成 AI「ChatGPT」と会話を重ねながら検討した。

このように普段より資料集の図や資料の読み取りを行い、自分の意見や考察をまとめ、表現することによって、思考力・判断力が育むことにつながるだろう。